

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市輝北ふれあいセンター条例施行規則（平成27年鹿屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。